

反問権に関する調査事項

飯田市議会事務局調べ

(１) 反問権の付与（行使）に関する根拠の形式		佐久市	安曇野市
①	①条例	○ 佐久市議会基本条例	○ 安曇野市議会基本条例
②	②会議規則		
③	③要綱		
④	④申し合わせ		○
⑤	⑤その他（ ）	○ 反問に関する運用規程	

(２) 反問権を付与（行使）する対象		佐久市	安曇野市
①	①代表質問	○	○
②	②一般質問	○	○
③	③審議議案に対する質疑	○	○
④	④委員会での質疑	○	○
⑤	⑤協議の場（協議会等）		
⑥	⑥その他（ ）		

(３) 反問が行使できる者		佐久市	安曇野市
①	①執行機関側答弁者（市長及び部課長等、説明員）すべて		
②	②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ	○	○
③	③その他（ ）		

(４) 反問権の内容の範囲		佐久市	安曇野市
	①質問の趣旨や内容の確認をおこなうもの。 「聞き直し」を含む	○	○
	②質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの	○	
	③質問の背景や根拠を問うもの	○	○
	④質問者へ代替案の提示を要求するもの又は、質問者の考え方を問うなどの逆質問を行うもの	○	○
	⑤質問者への反論	○	

(５) 質問時間の扱い		佐久市	安曇野市
	①質問時間に含む	○	
	②質問時間に含まない		○
	※②の場合、制限時間があるか ある（ 分） ない		ない 議事進行に支障のない範囲 で

(６) 反問の回数		佐久市	安曇野市
	①原則1回	○ 規定上は明記されていませんが、議会基本条例の制定時に当面の運用として申し合わせています。	
	②____回まで		
	③質問時間の範囲まで		
	④議長の判断による制限		○
	⑤制限しない		

(7) 議長・委員長の裁量（反問の制限）		佐久市	安曇野市
	①反問の内容がそぐわない場合	○	○
	②認めた範囲を超えた場合 （制限のある場合）	○	
	③明らかに議論でない場合 （不規則発言、感情的発言、口論）	○ 反問に関する規定の中では 明記がありませんが、議会 運営の一般原則の範囲内で 認められると考えます。	

(8) その他の規定		佐久市	安曇野市
	①執行機関側が反問権を行使する場合、議長・委員長の承認が必要である	○	○
	②反問に対する議員の答弁義務の規定がある	○	○